

建設工事の前払金の使途拡大に係る取扱いについて

(令和 5 年 4 月 18 日)

鳥取県西部広域行政管理組合では、平成 28 年度から実施している建設工事の前払金の使途拡大措置について、引き続き令和 5 年度も実施することとしましたので、お知らせします。

1 取扱いの適用対象

取扱いの適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 6 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものとします。

2 取扱いの内容

前払金の使途拡大は、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に前払金を充てることができることとします。なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とします。

3 施行時期

令和 5 年 4 月 18 日以降に契約する案件について適用することとします。

問合せ先

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当

TEL : 0859-22-7732